

クルマの 永久抹消登録・

ユーザーの
皆様!

一時抹消登録後の解体の届出 はお済みですか?

- 自動車解体した場合、その所有者は当該自動車解体されたことがわかってから15日以内に「永久抹消登録」（一時抹消中の自動車の場合は「解体等届出」）手続きを行わなければなりません。（違反者は罰金に処される場合があります!）
- 上記手続きを行わなかった場合、50万円以下もしくは30万円以下の罰金に処されることがあります。

※こんな時は注意が必要です!

- 自動車の廃車（解体）を「すべておまかせします」と伝えて、自動車の専門事業者（ディーラーや引取事業者など）に依頼し、解体が完了した。
 - ⇒ 廃車（解体）を依頼した事業者との契約関係を曖昧にいませんか？まずは、自動車の名義を事業者へ変更しているかどうかを確認しましょう。名義変更をしている場合、ユーザー様ご自身で永久抹消登録の手続きを行うのか、事業者が代理人として手続きまでを行うのかをはっきりさせることで、無用なトラブルを防止することができます。罰金が科せられるのは、国土交通省に登録された自動車の所有者です!

道路運送車両法の登録制度により、
国土交通省は自動車登録ファイルに自動車の所有者等を記録しています。
永久抹消登録、一時抹消登録後の解体等届出は自動車が適切に解体されたことを
証明し、自動車登録ファイル上の登録情報と自動車の保有実態に合わせるための
大切な手続きです。ご理解、ご協力をお願いいたします。

登録自動車（白や緑のナンバープレートの自動車）に関する手続きのお問い合わせは、お住まいの住所を管轄する運輸支局等へお願いいたします。

※軽自動車（黄色や黒のナンバープレートの自動車）に関する手続きのお問い合わせは、お住まいの住所を管轄する軽自動車検査協会コールセンターへお願いします。